

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 資格管理</p> <p>① 国民健康保険の資格取得・喪失に関する事務</p> <p>② 被保険者証、高齢受給者証、資格証明書に関する事務</p> <p>③ 被保険者の氏名・世帯・世帯主の変更に関する事務</p> <p>④ 修学中の者、病院や障害者支援施設等に入院(入居または入所)中の者に係る手続きに関する事務</p> <p>⑤ 基準収入額適用申請に関する事務</p> <p>⑥ 特別な事情の届け出に関する事務</p> <p>⑦ 県単位での資格継続業務に関する事務</p> <p>2 保険給付</p> <p>① 療養費・特別療養費・保険外併用療養費の給付に関する事務</p> <p>② 移送費の給付に関する事務</p> <p>③ 一部負担金の減免に関する事務</p> <p>④ 特別療養証明書に関する事務</p> <p>⑤ 入院時食事療養費標準負担額差額及び入院時生活療養費標準負担額差額の支給に関する事務</p> <p>⑥ 他の法令による医療に関する給付との調整(資格外受診)に関する事務</p> <p>⑦ 高額療養費・高額介護合算療養費の給付に関する事務</p> <p>⑧ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</p> <p>⑨ 特定疾病療養に関する事務</p> <p>⑩ 原爆一般疾病医療費の給付に関する事務</p> <p>⑪ 出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金等の給付に関する事務</p> <p>⑫ 第三者行為による被害届の受理に関する事務</p> <p>⑬ 入院時食事療養費標準負担額認定証及び入院時生活療養費標準負担額認定証に関する事務</p> <p>⑭ 県単位での高額該当回数引継に関する事務</p> <p>3 賦課徴収</p> <p>① 国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>② 国民健康保険税の減免・課税の特例に関する事務</p> <p>③ 国民健康保険税の特別徴収に関する事務</p> <p>④ 国民健康保険税の納付猶予に関する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、国民健康保険給付システム、収納管理システム、高額療養費システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

①被保険者台帳管理情報ファイル ②賦課管理情報ファイル ③給付管理情報ファイル ④収納管理情報ファイル ⑤高額療養費管理情報ファイル ⑥滞納整理管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一第16項・第30項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府/総務省/令第5号)第16条・第24条</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7項及び別表第二</p> <p>① 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項</p> <p>② 別表第二における情報照会の根拠 27、42、43、44、45の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府/総務省/令第7号)</p> <p>① 情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>② 情報照会の根拠 第20条、第25条、第26条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 ほけん課
②所属長の役職名	ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 ほけん課 小林市細野300番地 0984-23-0116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

